



平成 25 年 3 月 1 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 2 号
野村不動産ホールディングス株式会社
取締役社長 中井 加明三
(コード番号：3231 東証第一部)
問い合わせ先 広報 IR 部長 北井 大介
TEL：(03) 3348-8117

株式の売出し及び親会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 1 日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の親会社の異動が見込まれますので、あわせてお知らせいたします。

記

I. 当社株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 27,870,000 株
種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 野村土地建物株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 25 年 3 月 12 日(火)又は平成 25 年 3 月 13 日(水)のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、
取締役社長 中井 加明三又はその指名する者に一任する。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び親会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 社 普 通 株 式 4,170,000 株
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から4,170,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役社長 中井 加明三又はその指名する者に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

今般、野村ホールディングス株式会社（以下「野村ホールディングス」という。）と当社は両社を取り巻く環境等を踏まえ、それぞれが自社の事業へフォーカスできる体制へ移行することが、両社の企業価値の向上に資するものとの判断に至り、上記株式売出しを実施することといたしました。なお、当該売出しにより当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上が期待されるものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主である野村土地建物株式会社から4,170,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、4,170,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成25年3月27日（水）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年3月22日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び親会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である野村土地建物株式会社は野村証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村証券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 親会社の異動

1. 異動に至った経緯

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにより、当社の議決権を直接保有する野村土地建物株式会社（以下「野村土地建物」という。）及びその完全親会社である野村ホールディングスの議決権所有割合が低下し、両社が親会社でなくなることが見込まれるものであります。

当社は中長期経営計画（-2022.3）～ Creating Value through Change ～を公表し、「プラウド」ブランドをはじめとする住宅事業での更なる事業拡大のほか、賃貸不動産ビジネスでの積極的投資機会を追求するなど、持続的な成長のための戦略を打ち出しており、一方で野村ホールディングスは、バーゼルⅢの適用をはじめとする各種金融規制を踏まえ、経営資源の一層の効率化、とりわけ同社の強みを発揮できる事業分野への経営資源の一層の集中を図るべく、様々な施策を検討しております。

これらの状況や、野村ホールディングスに対する金融規制の当社へ及ぼす影響などを考慮した結果、当社と野村ホールディングスのそれぞれが自社の事業へフォーカスできるグループ体制への移行が、両社の企業価値の向上に資するものとの判断に至り、野村土地建物が保有する当社株式の売却が決定されたものであります。

なお、本件実施後、野村ホールディングス及び野村土地建物は当社の親会社からその他の関係会社となる予定ですが、野村ホールディングスとは引き続き、両社の顧客基盤の拡大、それに伴うビジネスでの協業等を通じて相互の成長を追求して参ります。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び親会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 異動する両社の概要

(野村ホールディングス株式会社)

(1) 名 称	野村ホールディングス株式会社	
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
(3) 代表者の役職・氏名	グループCEO 永井 浩二	
(4) 事 業 内 容	持株会社	
(5) 資 本 金	594,493百万円(平成24年9月30日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	大正14年12月25日	
(7) 連 結 純 資 産	2,387,447百万円(平成24年9月30日現在)	
(8) 連 結 総 資 産	35,394,322百万円(平成24年9月30日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (平成24年9月30日現在)		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.26%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 4.12%
		SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS(常任代理人 香港上海銀行東京支店) 2.44%
		ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) サブ ア カウント アメリカン クライアント(常任代理人 香港上海銀 行東京支店) 1.31%
		ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント(常任代理人 株式会社みずほコ ーポレート銀行) 1.19%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 1.02%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6) 0.98%
		野村グループ従業員持株会 0.98%
		日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 0.95%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3) 0.93%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	当該株主は、平成24年12月31日時点において当社の議決権の50.8%を直接所有する野村土地建物(株)の完全親会社であります。
	人 的 関 係	当該株主と当社の間には、記載すべき人的関係はありません。 なお、当社の子会社である野村不動産株式会社等および当該株主の子会社である野村証券株式会社は相互に出向者を受入れております。
	取 引 関 係	当社グループ各社と当該株主グループ各社の取引関係としては、平成24年3月期連結会計年度において売上高で4,149百万円、費用で551百万円となっております

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び親会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(野村土地建物株式会社)

(1) 名 称	野村土地建物株式会社	
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長 松山 久敏	
(4) 事 業 内 容	不動産賃貸業	
(5) 資 本 金	1,015 百万円	
(6) 設 立 年 月 日	昭和 32 年 4 月 15 日	
(7) 純 資 産	69,055 百万円 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	
(8) 総 資 産	86,834 百万円 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	
(9) 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 株 主 の 関 係	資 本 関 係	当該株主は、平成 24 年 12 月 31 日時点において当社の議決権の 50.8%を所有しております。
	人 的 関 係	当社の非常勤監査役の中島充は当該株主の取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	当社グループ各社と当該株主の取引関係としては、平成 24 年 3 月期連結会計年度において売上高で 4 百万円となっております。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(野村ホールディングス株式会社)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合 計
異動前 (平成 24 年 12 月 31 日現在)	親会社	— (—)	971,175 個 (50.9%)	971,175 個 (50.9%)
異動後	その他の関係会社	— (—)	692,475 個 (36.3%)	692,475 個 (36.3%)

※議決権所有割合は、議決権の数を平成 24 年 9 月 30 日現在の総議決権数 1,905,034 個で除して算出しております。

(野村土地建物株式会社)

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)		
		直接所有分	合算対象分	合 計
異動前 (平成 24 年 12 月 31 日現在)	親会社	968,175 個 (50.8%)	— (—)	968,175 個 (50.8%)
異動後	その他の関係会社	689,475 個 (36.1%)	— (—)	689,475 個 (36.1%)

※議決権所有割合は、議決権の数を平成 24 年 9 月 30 日現在の総議決権数 1,905,034 個で除して算出しております。

なお、前記<ご参考> 2. に記載のグリーンシュアオプションの行使により、両社の議決権の数は上記議決権の数よりさらに最大で 41,700 個減少する可能性があります。

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び親会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

4. 異動予定年月日

前記「I. 当社株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日（売出価格等決定日の6営業日後の日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

野村土地建物は本件異動後も当社のその他の関係会社であり、引続き非上場の親会社等に該当することとなる予定です。

6. 今後の見通し

本件に伴い、当社の連結業績へ与える影響はございません。

以 上

ご注意： この文書は当社株式の売出し及び親会社の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の公募を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国内において証券の公募又は販売を行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。目論見書は、当該証券の発行会社又は売出人により入手することができますが、これには、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。